

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を命ずべき保管事業者（以下「保管事業者」という。）を確知することができないので、法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 講ずべき処分等措置の内容

- (1) 静岡県下田市三丁目1174番地20において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の13に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に従い、適正に保管すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の型式等					
	定格容量	製造者	型式	製造年月	台数	総重量
コンデンサー	50kVA	松下電器産業株式会社	AF式	昭和37年6月	1台	74kg
コンデンサー	50kVA	日本コンデンサ工業株式会社	DF式	昭和43年5月	1台	45.5kg

- (2) 上記の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。ただし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ処分を委託しようとする場合であって、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が上記の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の委託の受付を行っていない場合は、受付が再開された後速やかに処分を委託することを静岡県知事に対して誓約する文書を、処分等措置の期限までに4の問い合わせ先に提出すること。

2 処分等措置の期限

令和7年4月4日

3 知事による処分等措置

保管事業者が2の期限までに1の処分等措置を講じないときは、知事が1の処分等措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

電話番号 054-221-2424